

平成26年度第4回鎌倉市子ども・子育て会議議事録

日時： 平成26年11月13日（木）
9時30分～11時30分
場所： 鎌倉市役所第3分庁舎講堂

議事次第

- 1 開会
- 2 市民・団体別懇談会の結果について
- 3 子ども・子育て支援事業計画の素案について
- 4 計画の名称及びパブリックコメントについて
- 5 教育・保育施設等の新制度への移行の状況について
- 6 新制度に向けての事務の進捗状況について
- 7 その他

〈会議委員〉

氏名	選出団体等	役職等	出欠
秋山 定明	鎌倉市立中学校長会	深沢中学校校長	欠席
石井 秀卓	鎌倉私立幼稚園教会	振興部長	出席
石戸 ナナ子	認定こども園鎌倉みどり学園	学園長	出席
岡崎 俊博	三浦半島地域連合	執行委員長	出席
金川 剛文	鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	欠席
菊池 順子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	出席
久保田 薫子	鎌倉PTA連絡協議会	副会長	欠席
阪口 泉	かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	出席
佐藤 まゆ子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	欠席
重松 美智子	鎌倉保健福祉事務所	保健福祉課長	欠席
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	会長	出席
新保 幸男	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学教授	欠席
寺沢 桜	市民公募委員	-	出席
富田 英雄	鎌倉市保育会	会長	欠席
林 みさき	鎌倉市子どもの家保護者連絡協議会	-	欠席
福田 弘美	まんまる保育室	室長	出席
藤井 博子	かまくら福祉・教育ネット	-	出席
堀田 絵里	市民公募委員	-	出席
松尾 里奈	鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	欠席
松原 康雄	学識経験者	明治学院大学教授	出席
三島 久司	鎌倉市立小学校長会	今泉小学校校長	欠席

次第1 開会

○松原会長

定刻になりましたので、平成26年度第4回鎌倉市子ども・子育て会議を開始します。委員の皆さんには、お忙しいなかお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、本日の次第に沿って進めていきます。まず、本日の委員の出欠状況について事務局よりお願いいたします。

○事務局

おはようございます。

子ども・子育て支援新制度担当課長の西山でございます。

本日は、秋山委員、金川委員、久保田委員、佐藤委員、重松委員、新保委員、富田委員、林委員、松尾委員、三島委員、におかれまして所用によりご欠席でございます。

以上、本日21名中11名の委員にご出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことをご報告いたします。

○松原会長

本日は傍聴の方が7名着席していらっしゃいます。それでは、次第に沿って進めていきますが、まず資料の確認から、事務局お願いします。

○事務局

資料の用意が遅くなり、申し訳ございませんでした。

資料につきましては11月6日付で事前送付させていただいた分と、本日配布させていただいたものがございます。

本日お配りさせていただきました次第に資料を記載しておりますが、事前に配布させていただいた資料は

資料1「市民懇談会・団体別懇談会のまとめ」

資料2「(仮称)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画素案(案)」

資料3「計画素案に係るパブリックコメントについて」

資料4「教育・保育施設等の新制度への移行の状況について」

資料5「認可・確認事務について」

次に本日机前にお配りさせていただいた資料ですが、

「次第」

クリップ止めにしている「資料2-2」

こちらは、申し訳ございませんが、事前にお配りさせていただきました資料2「(仮称)鎌倉市子ども・子育て支援事業計画素案」の差し替え部分となります。

表紙が差し替え部分の一覧となりますので、本日はこちらの資料も併せてご覧いただければと思います。

なお、傍聴者の方におかれましては、すでに差し替え済みの資料2をお配りしているため、資料2-2はお配りしておりませんのでご了承ください。

もし、資料についてお持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。
また、次第が進む中で不足する資料等がありましたら、お伝えください。

○松原会長

資料の不足はありませんでしょうか。それでは、議事次第の2番目「市民・団体別意見交換会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

次第2 市民・団体別懇談会の結果について

○事務局

子ども・子育て支援新制度担当の山下と申します。着席して説明させていただきます。資料1をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画を策定する際には、市民の方等の意見を反映する必要がございます。その一環として、市民・団体別の懇談会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

まず、市民懇談会についてですが、8月中に鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄の5地域で一回ずつ開催いたしました。詳細な日程については表の通りで、5地域で合計23名の方にご参加いただきました。

団体別懇談会については、9月中に懇談会の希望があった団体の定例会などに伺わせていただき開催いたしました。こちらの団体別懇談会は、計8回開催し、合計173名の方にご参加いただきました。

懇談会の内容としては、前半部分で新制度に関する概要の説明と質疑応答を行い、後半部分で、新しい計画を策定するにあたって、今まで取り組んできた次世代育成きらきらプランの内容を紹介するとともに、プランの評価等の説明を行い、それを踏まえて市民・団体の方々から意見等を頂く場を設けました。

頂いた意見をまとめたものが一枚おめくりいただいて1ページ以降となっております。懇談会で頂いた主な意見について、「身近な居場所について」「公園について」「地域や異世代等との交流について」「幼稚園・保育所・子どもの家について」「その他」の5つのグループに分類いたしました。

一番初めの「身近な居場所について」の部分では、なかなか身近な場所でお友達作りが出来ないですとか車などで行けることも含めてもっと身近な場所で集える場所が欲しいといった意見や、子どもがある程度大きくなった後に、のびのびと自由に遊べるような居場所づくりを求める声が多くありました。

次に「公園について」ですが、公園の広さや充実という話以前に子どもが集まらない。子どもとの過ごし方の選択肢が増えている中で、「公園」という選択肢が占める割合が減っているのではないか。そのため、公園で他の子どもに会えないのではという意見や「自転車の練習ができる公園」等目的に応じた公園とその一覧を作ってほしいといった意見がありました。

「地域や異世代等との交流について」は「地域で育てる」という観点からもっと高齢者との関わりがあった方がいいのではないかとといったご意見や、地域の異年齢の人が集えて子どもや地域を見守ってくれるような環境や居場所があるといいといった意見、また、障害者への

理解を深めるためには子どものころから障害者との生活を経験していることが効果的だと思うといった意見もありました。

「幼稚園・保育所・子どもの家等」については、保育園の1歳児の入園の競争率が高いため、本当は子どもと関わりたくても、育休を早めに切り上げて0歳児の早いうちから預ける親もいるという現状のお話や、保育環境の整備について、今後は数だけでなく質の担保を、特に、低年齢児の保育の質をしっかりと確保してほしいといった意見がありました。

また学童について、放課後の空き教室を利用した実施や、地域の空き店舗で地域の大人が実施することはできないかといったご意見がありました。

「その他」としては、鎌倉市でも「子どもが外で遊ぶこと」に、もっと重きを置いてほしいといった意見や、仕事と子育てのバランスについての意見、子育てに対する社会の理解を求める意見、また、病児・病後児保育や夜間の小児緊急医療体制づくりについてのご意見、また計画づくりに関するご意見として、「子どもが鎌倉に生まれてよかった、またここに戻って生活したいと思ってほしい」といったご意見をいただきました。

懇談会で頂いたご意見とともに、昨年度行ったニーズ調査で頂いた自由意見などを基に、後ほどご説明する子ども・子育て支援事業計画の素案を作成しております。

今後は、11月下旬から予定している計画の素案に対するパブリックコメントにてさらに市民の方等からのご意見をいただき、その結果も踏まえて最終的には3月に子ども・子育て支援事業計画を策定する予定です。

○松原会長

市民・団体別懇談会の結果について、各地域や希望の団体に赴いての説明会を実施し、意見を聴取し、計画に反映させているとの説明が事務局よりありました。何かご意見があればお願いします。

○堀田委員

コメントを読ませて頂くと、設備に関する意見が多いですが、それはすぐに行うのは難しいと思います。一方で、「地域や異世代等との交流について」を見てみると、地域の交流を大切にしようかという意見があり、この意見はもっともだと思いました。地域や高齢者との交流という点でいえば、今週末に海で子どもの環境教育と三世代の交流ができるイベントが行われるので私も参加することにしています。こういったボランティアが行っているいろんなイベントの情報を集約し、みんなが参加しやすくするような、仕組み作りやネットワーク体制ができるといいと思います。

○寺沢委員

堀田委員のご意見を聞いて、その通りだと思いました。町内会が行っている運動会や子ども向けのイベントなどは、自分の住んでいる地域については回覧板等で情報が手に入りますが、他の地域のことはなかなかわかりません。他の地域がどういうイベントをやっているかなどの情報を収集し周知してもらおうと、より交流機会が増えるのではないかと思います。

たくさんの要望が出ているのに対してすべてを市が行うのは難しいかとも思いますし、今

日付けの新聞で記事になっていましたが、消費税増税が見送られることになって、子育て支援に対する財政はどうなるのかが気になっています。今後、鎌倉市が民間と手を組んでやっ
ていこうという事業などはあるのでしょうか。JR東日本では、子育て支援事業で駅中に保
育園やコミュニティカフェを作っていたりしますし、藤沢にある湘南モールフィルには、ア
ドベンチャーアイランドという子どもが遊べる施設があります。またテラスモール湘南の中
にも、キドキドという子どもの遊び場があり、いつも賑っています。鎌倉市でも、こうした
ところと手を組んで負担を減らしながら市民の要望を叶えてもらいたいと思いました。

○福田委員

今のご意見とは少し異なるのですが、3ページの「幼稚園・保育所・子どもの家(学童)等につ
いて」の上から7番目のように、保育園の入所時期の決定をもう少し早くできないかとい
う旨の意見は毎年数多く出ていると思いますので、しっかり重く受け止めていただけたらと
思います。

○阪口委員

懇談会ではとても身近な意見を頂けたと思います。確かにすぐに実現することが難しいも
のもたくさんありますが、すぐにできるものもあります。例えば、子ども会館の使い方など
については、すぐに取り掛かれることなのではないでしょうか。そういったすぐに取り組み
ることからどんどん改善し、こういう風に改善を行いましたという結果をすぐ市民に示すこ
ともとても大切だと思います。

○石井委員

最後のページの「その他」の意見に「現行の計画について、『鎌倉』というワードが出てい
ないのが残念。」というものがありません。皆さんも常々お話になっていることですが、鎌倉
らしさというものをきちんと考えて独自の計画を考えられるようであれば、この会議の意
味はないというふうに思っております。

○松原会長

最後のご意見については、実際に事業計画素案を話し合う際にその都度ご指摘頂ければと
思います。他にいかがでしょうか。この段階で、鎌倉市から何かコメントはありますか。

○事務局

今頂いたご意見と、この後審議していただく内容と合わせて考えたいと思います。

次第3 子ども・子育て支援事業計画の素案について

○松原会長

それでは、議事次第の3番目の「子ども・子育て支援事業計画素案について」事務局お願
いします。

○事務局

子ども・子育て支援新制度担当の青木と申します。着席して説明させていただきます。そ
れでは、議事次第の3番目の「子ども・子育て支援事業計画素案について」ご説明させてい

たきます。

まず、事前にお配りさせていただきました資料2の差し替えについてご説明させていただきたいと思います。なお、本日傍聴者の皆様にお配りさせていただいた資料2については、資料番号の下に「差替済み」と記載させていただいているとおり、すでに対応済みとなっております。

それでは、本日机上にクリップ止めで配布させていただきました資料2-2をご覧ください。一番上の一覧が、本日、差し替えさせていただく内容の一覧で、それ以降のクリップ止めの用紙がそれぞれのページの差し替え部分となります。恐れ入りますが、資料2と合わせて資料2-2の一覧をご覧くださいながら進めさせていただきたいと思います。

それでは、資料2をご覧ください。前回8月26日に開催しました第3回鎌倉市子ども・子育て会議では、計画の骨子案をお示しし、内容についてご審議いただきました。その後市民懇談会や団体別懇談会を実施し、いただいたご意見も踏まえ素案を作成しましたのでご説明させていただきます

まず、計画の構成については、1枚おめくりいただき目次をご覧ください。計画は6章で構成しており、第1章が「計画策定にあたって」、第2章が「子どもと子育て家庭を取り巻く状況」、第3章が「計画の基本的な考え方」、第4章が「施策の展開」、第5章が「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量の見込み（事業のニーズ量）と確保方策（事業の提供体制）」、第6章が「計画の推進に向けて」となっております。

第1章の「計画の策定にあたって」は背景などについて記載している部分で、前回の会議でお示した骨子案とほぼ同じ内容になりますので、説明は省略させていただきます。

第2章の「子どもと子育て家庭を取り巻く状況」についても骨子案と同じ内容になりますので、本日説明は省略いたします。

第3章の「計画の基本的な考え方」については、会議委員のご意見や、市民・団体別懇談会でいただいたご意見、ニーズ調査でのご意見等を踏まえ「重点取組み」を設定しました。ここについては、後ほどご説明させていただきます。

第4章につきましては、基本目標1「子育て家庭支援の充実」、次のページに移りまして、基本目標2「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援、基本目標3「子どもの権利や安全の確保」、基本目標4「子どもの社会的成長の促進」、基本目標5「仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現」の5つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに3つから6つの主要施策を設定しています。

第5章は「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 量の見込みと確保方策」です。前回の骨子案では、提供区域と量の見込みの考え方をお示しさせていただいたところですが、今回、各事業の年度ごとの量の見込みに対する確保方策を設定しています。

第6章は「計画の推進に向けて」で計画の推進体制についてなどを記載しております。こちらも骨子案でお示した内容とほぼ同じですので、本日説明は省略させていただきます。この1～6章までと、最後の用語解説が素案となります。

それでは、内容についてご説明いたします。まず第3章「計画の基本的な考え方」の3「重点取組み」についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。重点取組みは、先ほども少し触れさせていただきましたが、

ニーズ調査、鎌倉市子ども・子育て会議、市民・団体別懇談会等でのご意見、今日的な社会状況における課題、次世代育成きらきらプラン後期計画の評価から、引き続き推進が必要とされたもの、一つの主要施策での取り組みでは解決に至らないもの、を考慮し、「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」と「親子の居場所の整備を進めます」の2つを設定しました。

14ページをご覧ください。まず一つ目の「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」についてですが、歴史遺産とそれを取り巻く歴史的風土をもち、海と山の美しい自然に囲まれているこの恵まれた環境を生かした子育てができることが本市の特性であるにとらえ、鎌倉らしさを活かした学校教育・社会教育・家庭教育を行うことに努め、鎌倉の特性に合わせた子育てを促進します。

具体的に推進していく施策については、基本目標4の主要施策(2)「幼児教育・学校教育の充実」と(6)「多様な体験機会の確保」といたします。これらの施策を推進する中で、「鎌倉の特性」という視点を考慮していきたいと考えております。

もう一つの重点取組み「親子の居場所の整備を進めます」については、ニーズ調査や市民・団体別懇談会でも多くご意見をいただいた内容です。市としては居場所の整備等に努めてきているところですが、使いづらいなどの理由により、施設が有効に活用されていない現状などがあるため、使いやすくなる仕組みづくりをするなど、今後、より積極的に親子の居場所づくりを進めていきたいと考えております。

具体的に推進していく施策については、基本目標1の主要施策(1)「子育て不安解消体制の整備」、(3)「放課後児童対策の充実」、基本目標4の主要施策(4)「子どもの交流機会の確保」、(5)「子どもの遊びや学びの場の整備」とします。これらの施策を推進する中で、子どもや親子にとってより居心地が良く、魅力的な居場所の整備ができるよう仕組みづくり等を検討していきたいと考えております。

この2つの重点取組については、個別に事業を進めるだけでなく、横断的対応を図ることにより、さらなる効果をあげることができるよう計画期間の5年間で積極的に取り組みを進めていきます。

次に、第4章についてご説明いたします。おめくりいただき、16ページをお開きください。ここから第4章の「施策の展開」になります。体系としては、5つの基本目標の下に主要施策を設定しており、主要施策ごとにページを作成しています。

構成については、まず基本目標があり、そのあとに主要施策ごとに、主要施策についての内容を記載し、そのあとには市民などから寄せられたご意見を記載、そのあとには「課題」を記載します。

おめくりいただき17ページをご覧ください。そのあとには、「施策の方向性」を記載し、そのあとにはそれぞれの施策の方向性に応じた具体的事業について掲載します。具体的事業については、「事業名、実施・関係主体名」、「事業内容」、「今後の方針」、これは計画最終年度までの目標のことで、を記載しています。なお、具体事業については、きらきらプラン後期計画と同様、行政としての事業だけではなく、地域での取り組み事例についても記載をしています。

体系については、15ページをご覧ください。まず、基本目標1「子育て家庭支援の充実」

には、6つの主要施策があり、(1)「子育て不安解消体制の整備」は「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、子育て相談体制や保護者が交流する機会の提供などについて記載しています。(2)「多様な保育・預かりサービスの充実」には保育所の整備や内容の充実などについて記載しています。(3)「放課後児童対策の充実」も「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、子どもの家や、就学期の子どもの居場所について記載しています。(4)「経済的支援の充実」には、子育て家庭の負担を軽減するための事業について、(5)「母子保健医療体制の充実」には、妊婦や乳幼児、子どもの健康を確保するための事業などについて、(6)「食育の推進」には、食を通じた親子や家族、地域とのかかわりについての事業を記載するなどしています。

次に、基本目標2「特別な配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援」には、3つの主要施策があり、(1)「ひとり親家庭への支援」には、母子家庭、父子家庭への支援について、(2)「障害のある子どもとその家庭への支援」には、障害のある子どもや家庭に対する相談や療育支援体制などについて、(3)「児童虐待防止体制の充実」には、虐待を事前に防ぐ取組やネットワーク組織について事業を記載するなどしています。

基本目標3「子どもの権利や安全の確保」には、3つの主要施策があり、(1)「子どもの権利と主体性の尊重」には、子どもの権利の尊重につながる事業などについて、(2)「子どもの安全性の確保」には、交通被害や犯罪などから子どもを守るための事業などについて、(3)「子どもの生活環境の整備」には交通環境や施設環境、緑地環境の整備など住みやすいまちづくりについて、事業を記載しています。

基本目標4「子どもの社会的成長の促進」には6つの主要施策があり、(1)「家庭教育の充実」には、育児教室や学習情報の提供など家庭教育環境の充実につながる事業について記載するなどしています。(2)「幼児教育・学校教育の充実」は「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、幼児教育の推進や学校教育の充実についてなどの内容を記載しています。(3)「子どもの健全な成長への支援」には、青少年の健全な育成につながる事業などについて記載しています。(4)「子どもの交流機会の確保」は「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、子ども同士や異世代との交流の場の提供などの事業について記載しています。(5)「子どもの遊びや学びの場の整備」も「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、子どもたちがのびのびと遊ぶことを通じて成長できるような環境を整備する事業などについて記載しています。(6)「多様な体験機会の確保」も「重点取り組み」の「推進主要施策」としている施策で、子どもたちが感性や創造性をはぐくむことにつながる事業について記載するなどしています。

基本目標5「仕事と子育てが調和した社会の（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現」には4つの主要施策があり、(1)「男女がともに支え合う仕組みづくり」には、父親への育児支援や子どもに対する啓発活動など、男女がともに支え合う仕組みづくりにつながる事業について、(2)「子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり」には、育児休業制度の普及・啓発事業などについて記載しています。(3)「多様な保育・預かりサービスの充実」は基本目標1の(2)を再掲、(4)「放課後児童対策の充実」は基本目標1の(3)を再掲という形で記載をしております。

次に第5章についてご説明いたします。66ページをご覧ください。5章では子ども・子

育て支援事業計画の必須記載事項である「教育・保育の量の見込みとその確保方策」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策」について記載しています。記載事項は、「事業を提供する区域」「区域ごとの量の見込みと確保方策」これは、事業のニーズ量と事業の提供体制のことになります、と、「実施時期」になります。

まず「2 提供区域」は、前回の会議でお示ししたとおり、教育・保育の提供の区域は5地域、地域子ども・子育て支援事業は、全市を1区域として設定します。ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち「子どもの家」のみについては小学校の区域である16区域に設定しています。

おめくりいただき、67ページをご覧ください。教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方を掲載しております。基本的な算出方法としては、昨年10月から11月にかけて行った「ニーズ調査」を基に、国の算出の手引きに従い算出しています。なお算出されたニーズと現在の利用状況に乖離があった場合には、第2回、第3回の会議でご説明させていただいたとおり、適切な数値になるよう補正を行いました。

68ページからは、幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策について記載しています。(1)には幼稚園と認可保育所の平成25年度における利用状況を掲載しています。(2)には26年度4月1日現在の待機児童数の地域ごとの内訳を記載しています。

おめくりいただき、69ページ(3)には、平成29年度に待機児童をゼロとする計画を立てる必要があることから、平成29年度における教育・保育事業の量の見込みを掲載しております。その下の(4)には0-2歳の保育利用率を掲載しております。これは本市では満3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、各年度において、満3歳未満の子どものうち、どの程度の割合の子どもが保育所等を利用するかという目標値を設定する必要があるため記載しています。

70ページから74ページにかけては、教育事業と保育事業に分けて、各年度における量の見込みと確保方策を地域ごとに掲載しています。

まず70ページ、71ページには教育事業における量の見込みと確保方策を掲載しています。まず表の見方からご説明いたします。一番上には鎌倉市全域での量の見込みを記載しています。量の見込みとしては「1号認定児」つまり、3歳以上で教育のみを必要とするお子さんと、「2号認定児のうち教育の希望が強い者」つまり3歳以上児のうち通常保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強い者、の量の見込みを足したものとなります。なお、表の下の※にも記載しておりますが、私学助成の幼稚園に通うお子さんは認定を受ける必要はありませんが、量の見込みの中には含んで記載しています。

確保方策としては、「特定教育・保育施設」と「私学助成の幼稚園」になります。「特定教育・保育施設」とは子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の支給対象施設のことで、ここでは新制度に移る幼稚園と認定こども園が該当します。「私学助成の幼稚園」とは施設型給付を受けずに現行通りの運営を行う幼稚園のことで、この2つを併せて確保方策となります。なお、確保方策については、定員ベースで記載することとなっています。

70ページの一番上の「市全域」の表で見ると、量の見込みの平成27年度の合計、①の部分は2,599人で、これに対する確保方策の合計、②の部分は3,801人となっており、教育事業については、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みとなっております。

市全域の表の後には、5地域別の量の見込みと確保方策を記載しています。基本的には市全域の表と同じですが、1点異なるのは、下から2つ目の行③と記載している「他地域との調整」の部分があります。これは表に記載している地域以外の他地域への流出数のことで、例えば、鎌倉地域でいえば、他の4地域との間にどれくらいの流出入があるかを示しており、現在の利用状況を勘案して算出しています。この値がプラスの場合は、他地域から通ってきている児童より、他地域の園に通っている児童の方が多いいことを表しており、逆にマイナスの場合は、他地域から通ってきている児童の方が多いいことを表しています。

続いて保育事業における量の見込みと確保方策については、72ページ以降に記載しております。先ほど申し上げましたが、保育事業においては、平成29年度に待機児童が解消されるよう計画を立てる必要があります。表の並びは教育事業と同じように、まず市全域の量の見込みと確保方策の表があり、そのあとに地域別の表が続きます。表の中の①と記載してある部分の量の見込みについては、「2号認定児」つまり3歳以上で保育が必要な幼児と「3号認定児」つまり、満3歳未満児で保育が必要な幼児の量の見込みをそれぞれ算出しています。なお3号認定児については、さらに細かく0歳児と1・2歳児に分けて量の見込みを記載しています。

確保方策としては「特定教育・保育施設」これは認定こども園と認可保育所のことです、これと「特定地域型保育事業」これは「小規模保育事業」や「家庭的保育事業」のようになります、この2つが該当します。市全域の表のあとには各地域の量の見込みと確保方策を記載しており、市全域の表と異なる点は、教育事業と同様に他地域との調整という枠があるところになります。

なお、確保方策を記載する際は定員ベースでの記載が求められていますが、現行保育所においては、基準の範囲内で定員を超えた預かりを行っています。今後は認可保育所の整備と併せて既存の園の定員設定の見直しを図るとともに、不足する部分については地域型保育事業で保育の提供体制を整え、平成29年度に待機児童が解消されるよう施設等の整備を進めてまいります。

また、計画を推進する中で大規模開発があるなど、明らかにニーズに変化があると思われる場合や、計画と実数に大きく乖離が出てきた場合などは、入所希望者数の増加の状況などから適切にニーズの見直しを行います。なお、現在も定員数を調整している部分がありますので、計画を策定するまでに、微調整を加える可能性もありますが、その際はまたご報告させていただきます。

以上が教育・保育事業の量の見込みと確保方策になります。続きまして75ページをご覧ください。75ページ以降は地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載しています。地域子ども・子育て支援事業では、教育保育事業とは異なり、計画の最終年度である平成31年度までに、量の見込みに対する確保方策を整える必要があります。

まず、表の見方をご説明いたします。まず表の一番上に、事業の概要、次に平成31年度の目標値、その次にその事業における今後の方向性を記載しています。さらにその下の表には、量の見込みと確保方策の詳細を年度ごとに記載しています。

まず(1)の地域子育て支援拠点事業については、地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供す

る事業で、子育て支援センターと、つどいの広場が該当します。計画最終年度には年間延べ38,016人の提供体制を確保する必要があります。地域子育て支援拠点事業については、市内5地域に1箇所ずつ子育て支援センターを設置することを基本的な考え方として、子育て支援センターのない地域には、2箇所ずつ、つどいの広場を設置しています。

平成26年度現在、支援センターを3箇所、つどいの広場を4箇所、合計7箇所設置していますが、平成27年度の途中に、現在子育て支援センターのない玉縄地域に子育て支援センターが出来る予定のため、子育て支援センターが4箇所、つどいの広場が2箇所の合計6箇所の設置となります。施設の数でみると1箇所減ることとなりますが、つどいの広場が2箇所合わせて週に5日間開設し夏休み期間等は休業する場合があるのに対して、子育て支援センターは1箇所で平日5日間開所しているのに加え、夏休み期間等も開設するようになるなど内容は拡充となります。

76ページには、(2)に幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業、(3)には保育所等で行われる一時預かり事業を記載しています。まず(2)です。この事業は幼稚園の在園児を対象に、幼稚園の標準的な利用時間以外に保育を行う事業で、現在は、市内にある私立幼稚園23園中21園で実施しています。量の見込みは1号認定児による利用と2号認定児(教育)を合わせたもので、平成31年度には延べ49,262人の提供体制を確保する必要があります。確保方策としては今後も事業者の意向を踏まえながら、一時預かり事業の円滑な実施体制の確保に努めていきます。

(3)の一時預かり事業(保育所等)は、保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、子どもを保育所等で一時的に預かる事業です。31年度には年間8,902人の提供体制の確保が求められています。確保方策は、保育所等での一時預かり事業とファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイ事業となります。保育所における一時預かり事業は認可保育所等の整備とともに拡充し、またファミリーサポートセンター事業の支援会員による支援活動を継続していきます。なおトワイライトステイ事業は現在鎌倉市では実施しておりませんが、事業のニーズを見極めながら実施の検討を行っていきます。

おめくりいただき、次の77ページには(4)ファミリーサポートセンター事業(就学児対象)と(5)病児・病後児保育事業を記載しています。(4)ファミリーサポートセンター事業(就学児対象)はファミリーサポートセンター事業のうち、就学児を対象とした援助を行うものです。31年度には年間延べ1,319人の提供体制を確保するため、依頼会員と支援会員のコーディネート等の支援を引き続き行うとともに、既存支援会員の活動率の向上を図ってまいります。

(5)の病児・病後児保育事業については、病気または病気回復期にあるため、集団保育が困難な児童を、医療機関等に併設する専用の保育室で看護師・保育士が一時的に預かる事業です。鎌倉市では現在市内1箇所で病後児保育を実施しております。病児保育の実施は、開所中の医療体制の確保が必要であり、医療機関内での実施や緊密な連携の構築など体制の整備が課題となっているため、国・県の動向や他市の状況等を見極めながら実施について検討します。そのため、確保方策としては病後児保育事業による確保となります。

次の78ページには(6)延長保育事業と(7)放課後児童クラブの量の見込みと確保方策を記載しております。

(6)延長保育事業は、保育所の在園児を対象に、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。現在鎌倉市にある全認可保育所で行っており、引き続き全認可保育所等での実施を目標としています。

(7)放課後児童クラブは、鎌倉市では子どもの家として実施している事業です。平成31年度の目標としては、全市で1,666人の提供体制を確保していきます。この事業については、各小学校区の量の見込みと確保方策を算出しており79ページから81ページまで記載しております。確保の方向性としては、指導員の確保とともに、学校から遠い小学校区の子どもの家の実施場所の見直しや、増加するニーズに対応できるよう多様な主体による運営についても検討を進めます。また、[放課後子ども総合プラン]に基づき[放課後子ども教室]との一体型または連携型の実施に向けた検討を行います。

おめくりいただき、81ページには(8)乳児家庭全戸訪問事業と(9)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)について記載しています。乳児家庭全戸訪問事業は生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を支援する事業で、赤ちゃんが生まれた家庭を全戸訪問し相談や情報提供を行うもので、各年度対象となる全数の訪問を目指します。

(9)子育て短期支援事業は、保護者が病気等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合などに、児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業です。平成31年度には年間延べ16人の児童に対する提供を確保する必要があり、引き続き現在の提供体制が確保できるよう努めます。

次の82ページには(10)養育支援訪問事業と(11)妊婦健康診査を記載しており、(10)養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保する事業で、平成31年度には年間延べ110人の要支援・要保護児童に対する提供体制の確保をする必要があり、引き続き訪問による支援を継続していきます。

(11)妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊婦出産に資するために適切な健診を行う事業です。本市では鎌倉市妊産婦健康診査補助券を交付しており、妊婦健診については14回分の助成を行っております。今後も補助券交付を継続し、安全・安心な出産に向けて受診の勧奨に努めます。

83ページには(12)利用者支援事業を記載しております。この事業は子ども及びその保護者が、教育・保育事業や一時預かりなどの事業を円滑に利用できるよう身近な場所で支援を行う事業です。利用者の個別のニーズに対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市内1箇所の設置を目指してまいります。

最後に、新制度における「地域子ども・子育て支援事業」については、ここまでご説明した(1)～(12)までの事業の他に、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」がありますが、事業の内容等詳細が現在も明らかになっていないため、今後国等の動向を踏まえ、事業の実施を検討していきたいと考えております。

最後の6章には計画の推進に向けた体制等を記載しております。計画の進行管理は、毎年度こどもみらい部で行い、こちらの鎌倉市子ども・子育て会議で内容を審議していきます。

以上が計画素案の説明となります。

今後の流れとしましては、本日素案の内容についてご審議いただいた後、パブリックコメントを実施する予定です。これにつきましては、のちほど次第の4でご説明させていただきます。

○松原会長

計画素案の案について、説明がありました。かなりボリュームのあるものとなっています。先ほど石井委員からご指摘があった鎌倉らしさという点では、14ページに重点取組という形で「鎌倉の特性に合わせた子育てを推進します」と記載されています。

それでは素案についてページなどは順不同で構いませんので何かご意見があればお願いします。

○寺沢委員

差替え部分に抜けているところがあるようなので申し上げます。12ページ基本目標と13ページ下部の「(5) 子育てと仕事が両立できる社会の実現」は、「仕事と生活が調和した社会（ワーク・ライフ・バランス社会）の実現」に差替えになると思います。今日配布された資料には記載がなかったので、こちらも直して頂ければと思います。また、パブリックコメントを行うということは、いろいろな方にこの資料を見てもらう必要があるのもう少し見やすくなると思います。たとえば、12ページの基本目標を「(1) 子育て家庭支援の充実⇒p.16～」や、14ページの推進主要施策を「基本目標4 主要施策(2) 幼児教育・学校教育の充実⇒p.50～」のようにページ数を入れてもらうと、内容を見たい時にどのページを見るとよいかすぐわかると思うので、この2ページだけでもページ数を入れていただきたいと思います。

○事務局

ご指摘ありがとうございます。そのように修正させていただきます。

○阪口委員

「鎌倉市の特性に合わせた子育てを促進します、親子の居場所の整備を進めます」というのが重点取組となっていますが、とても疑問に感じました。鎌倉らしさを出した学校教育・社会教育・家庭教育とありますが、具体的にどういうことなのかが見えてきません。たとえば、60ページにある「子育て親子講座」は鎌倉でなくてもできますよね。「子育て支援グループの連携と交流」は鎌倉らしさがあるかと思いますが、その他のことは、特別、鎌倉でなくてもできると思います。漁業関係者との交流をはかるとか、もう少し具体的な説明がないとわかりにくいのではと思います。

○堀田委員

私も鎌倉らしさという点から意見を申し上げます。まず基本理念に「～なまち 鎌倉」と入っていますが、もう少し具体的に「歴史」とか「自然」などのワードを盛り込むといいのではないのでしょうか。14ページに「本市は貴重な歴史遺産とそれを取り巻く歴史的風土を持ち、海と山の美しい自然に囲まれています」といった文言があるので、そのような形で基本理念の中にも盛り込んではいかがかと思います。また、各事業における鎌倉らしさを具体的

にという観点でいえば、例えば32ページからの食育の推進に地産地消について書いていますが、鎌倉は鎌倉野菜が有名なので、野菜や魚を食べるといった内容をもっと書けると思いました。また、60ページ「主要施策（6）多様な体験機会の確保」では、森林インストラクターや野外体験指導員などの資格を持っている方が鎌倉では多いと思うので、そうした方を発掘し、情報を載せ、その方たちと子育てのグループなどが連携してイベントをできるようにすると思います。ある程度長い時間を一緒に過ごすことで交流が深まると思うので、年3～4回でなく、もう少し頻度を増やすことで自主的な子育て交流グループができるのではないかと思います。

○阪口委員

さきほどの補足で、気になったのが今後の方針として「事業の継続」とたくさん書いてあります。事業の継続ではたして重点取組になるのかと気になりました。たとえば、61ページの青空自主保育について「事業の継続」とありますが、これは各団体の事業を認めているものであって、鎌倉市としては事業を行っていないものです。重点取組なのであれば、「今後、鎌倉市としてサポートしていきます」といった前向きな視点がないと進まないと思います。同様に、子育て関係の事業も年3～4回でなく、回数を増やさないと重点取組にはつながらないのではないのでしょうか。

○事務局

まず、今後の方針についてですが、こちらについては各事業を行っている団体等にどういった目標を定めていくかをお伺いして内容を記載したものです。青空自主保育さんは、市で行っている事業でないため、各団体が継続とお答えいただいたものを載せています。また、事業の継続自体が難しい中で、継続を目標にしたいといったところもあります。回数等で方針を示している事業については指標を示しやすいですが、指標を立てるのが難しい事業もあるため、事業の継続が今後の方針となっているところもあります。

また、基本理念にも鎌倉らしさを記載してはどうかということについては、基本理念の説明の中に入れていきたいと思います。

さらに重点取組について、もう少し具体的にということでご意見を頂きましたが事務局としては、施策全体に鎌倉らしさを意識したいという思いで全体的な主要施策を設定しました。鎌倉でなくてもできる事業にも鎌倉らしさをという視点を取り入れていきたいと思っています。

○松原会長

食育に関してはどうですか。鎌倉の農産物や魚などの地産地消を取り入れようということでしたが。

○事務局

食育を推進している市民健康課と調整をして検討したいと思います。

○阪口委員

先週、野村総合研究所跡地を利用している団体から、子どもたちが遊ぶ場所の草が伸び放

題で集合・解散する場所がないのと報告がありました。文化財課に聞いたところ、草刈りの予定はないとのことでした。ないと言われてしまったらどうしたらよいのでしょうか。子どもたちが集合・解散する場所がないというのに何もしてもらえないのはやはりサポートが足りないと思います。そういうこと一つでもサポートの事例となるので、今後の方針を「事業の継続」ではなく「適切なサポートを進めていきたい」といった書き方に直して頂きたいです。

○松原会長

「事業の継続をサポートしていきます」といった書き方に直してほしいということなので、検討してください。

○下山委員

61ページの4-6-1-6について一点よろしいでしょうか。これだと青少年指導員の事業内容についてわかってもらえないと思います。具体的な内容に触れると、海を活用した凧揚げや、ホテルを見ようとか、キャンプに連れて行って竹割りとかを地域のおじさんおばさんがやっているところで三世代のつながりを持つということをやっています。先ほど意見があったように事業内容の書き方を工夫していただくとよいかと思います。

○寺沢委員

今の関連ですが、きらきら白書を見てきた人間としては、すごく簡略化されて書かれていた気がします。白書の方が具体的なことが書いてあり、数字や具体的に何をやっているかが見えるので、こちらと同じように作っていただくのがよいのではないのでしょうか。

○事務局

現在の計画である次世代育成きらきらプランの計画書自体は今回の計画と同じような形で事業内容を簡潔に記載しています。これに対し委員からのご指摘のあったきらきら白書は毎年の事業の推進状況を載せているものになりますので、詳細な事業内容や、回数を記載しております。今後の新しい計画を推進していく中でも、毎年白書という形で事業をどのように推進したかを地域の皆さんに公表していく予定なので、その際には同じような形で回数などを記載する予定となっています。

○寺沢委員

別の話ですが、「第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況」の5ページでコーホート変化率法を用いた人口推計の数が並んでいます。推計の方法にはいくつかあると思うのですが、このコーホート変化率法を用いた理由をお聞きしたいと思います。

○事務局

この方法で推計をしなければならないというものは国から示されていませんが現在の次世代育成きらきらプランの後期計画を立てる際も、コーホート変化率法を用いているため今回もコーホート変化率法を用いています。

○寺沢委員

平成24年3月に出ている、鎌倉市の将来人口推計調査では、人口推計にコーホート要因法を使って算出していました。同じ鎌倉市なのに、どうして推計法が違うのかと疑問に思いまして、国からは大まかな指示しかないということなので、統一した方がいいと思いました。

どうしてここまで調べたかという、4ページ「(1) 年齢別(3区分)人口の推移(鎌倉市)」のグラフでは、年少人口がだんだん上昇しているのが、5ページ「(2) 人口推計」の表では平成27年になると急に減少が生じているのに疑問を感じたからです。ゆるやかながら上がり調子なのに、どうして27年から下がっているんだろうと思い、推計方法が実態に即していないやり方ではないかと思って調べてみました。実際には、コーホート要因法を使っている方の数字も27年度から減少していたので、5ページ4行目の「年少人口は減少していく傾向がみられ」という表現は「年少人口は平成27年を境に減少していく傾向が見られる」とした方が、前のページとの整合性がとれるかと思いました。これから推計方法を変えるのが大変だということであればこのままでも構わないと思いますが、読んでいて、少し疑問を感じたので、「平成27年から減少」ということだけ入れてもらえるとうわかりやすいかと思います。

○事務局

こちらの人口推計は、表の下に※で平成24年3月に実施した推計方法とは異なるとお断りさせていただいています。今回そちらの数値を使わなかった理由は、推計の元となる数字が今回算出したものより前のものとなっており、できるだけ新しい数値を使った人口推計を用いた方がよいと判断したためです。しかしながら、どちらの算出方法もあくまで推計なので実際は開きが出てきてしまうところがあります。また、人口推計を元に、量の見込み算出しているの、今からこの数字を変えることは難しいですが、ご指摘の「平成27年～」については、加筆させていただきたいと思います。

○松原会長

「平成27年から減少」という表現を入れてはどうかという修正案でした。ただ、人口推計はだいたい外れます。国の社会保障人口問題研究所が上位・中位・下位の三点予想をやっても外れますから、5年の計画のスパンの中でも見直しをしていくことがすごく重要かと思います。

○岡崎委員

働く者の立場として発言いたします。64ページ「主要施策(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり」についてです。ここに寄せられた意見に、「子育てと仕事の両立には、育休期間の延長ではなく」とありますが、ここであえて否定的な断定表現を記載する必要はあったのだろうかと思いました。我々労働組合の立場としては、育休期間の延長を有効な仕組みとして提言しており、また短時間勤務の充実などに取り組んでいます。課題のところこそそうした仕組みのことが書かれていなかったの、例えば、「育休期間および短時間勤務の充実」といった言葉を入れていただければと思います。

○松原会長

大切なご意見だと思いますので、是非対応してください。寄せられた意見を削除してはいけないので、課題の中で対応していただければと思います。

次第4 計画の名称及びパブリックコメントについて

○松原会長

それでは、議事次第の4番目の「計画の名称及びパブリックコメントについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局

素案についてご審議いただきありがとうございました。本日いただいたご意見を基に、修正いたします。最終的な調整については、会長と事務局にお任せいただき、パブリックコメントの素案を完成したいと思います。いかがでしょうか。

～異議なし～

ありがとうございます。それでは、先に計画の名称についてお諮りさせていただきます。事務局としましては、現在の次世代育成きらきらプランを踏襲している計画であること、また、子育てに関する計画が、「きらきらプラン」という名称で親しまれていることから、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を計画名としてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○松原会長

同じ名称を継承したいが、もっといい案があれば変えることもできるとのことです。こんな名称がいいといった何か具体的なご提案はありますか。変えるチャンスではありますが何か案はありますか。

○堀田委員

現在進めている計画の名前がきらきらプランということですが、そうするとどちらが新しいかとか違いがわかりづらいと思うので、同じ名前にするにしても、「続」とか「新」とかを付けて前の計画と今のものと区別がわかるようにしたほうがよいと思います。

○松原会長

そうすると「新」ですかね。他にはありませんか。

○阪口委員

「きらきら」というのが元々どういう経緯でつけられたのかは存じておりませんが、鎌倉らしさを全面に出すにはちょっと遠いと思うので、「鎌倉っ子」とか、鎌倉らしい子どもを育てたいという思いがもう少し伝わるのがあってもいいと思います。

○堀田委員

「鎌人」と書いて「かまんど」とか、そういった言葉を使っているものもありますよね。

○寺沢委員

言葉が堅すぎるとあまり読みたいという感じにならないので、子育てをする親としては、「鎌倉っ子をみんなで育てよう支援事業計画」くらいが、「子育てを支援してもらえる」と興味を持ってもらえるのではないのでしょうか。

○松原会長

もし名前を変えるとすると、どういった案を事務局で考えてらっしゃいましたか。

○事務局

いくつか考えてはいましたが、「きらきら」の部分だけを変えるような感じだったので、「鎌倉っ子」か「かまんど」を入れてみましょうか。

○松原会長

「鎌倉っ子」の方がいいかもしれませんね。とりあえずそのような言葉を入れていただいでみましょうか。最終的な確定はいつですか。

○事務局

素案のパブリックコメントの時に、決まった計画名を出せたらと思っています。

○松原会長

欠席の方もいらっしゃるので、今日はこういう案が出たということと、パブリックコメントを経て最終的決定をすることを伝えてください。

○事務局

それでは次に、素案完成後のパブリックコメントについてご説明させていただきます。資料の3をご覧ください。

今後の流れとしましては、先ほど頂いたご意見を素案に反映したうえでパブリックコメントを行う予定です。意見募集期間につきましては、平成26年11月下旬から12月下旬までの約1か月とし、意見書の提出につきましては、郵便、ファックス、電子メール若しくは直接お持ちいただくこととします。パブリックコメント募集の周知方法については、広報かまくらやホームページ上で周知するとともに、市役所ロビー、各支所、関係課窓口、こども関連施設に案内を配布します。

パブリックコメント終了後は、いただいたご意見を参考に計画案をつくり、子ども子育て会議にお諮りし調整した後、3月末を目標に計画を策定してまいりたいと考えております。なお、パブリックコメント実施の際は、再度皆様に素案をお送りさせていただきます。

次第5 教育・保育施設の新制度への移行の状況について

○松原会長

続きまして、議事次第の5番目の「教育・保育施設の新制度への移行の状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

子ども・子育て支援新制度担当の栗原と申します。着席して説明させていただきます。「教育・保育施設の新制度への移行の状況について」説明させていただきます。資料4をご覧ください。

現在、市内には、認定こども園を除く私立幼稚園が21園、公立の認可保育所が6園、認定こども園を除く民間の認可保育所が14園、認定こども園が3園、認可外保育施設が4箇所、

そして家庭的保育が1箇所あります。このうち、まず、現行の認定こども園をのぞく幼稚園につきましても、新制度に移行する、もしくは現行制度のまま事業を進めていく、認定こども園になるという3つの選択肢がありました。来年春に新制度の幼稚園への移行を希望する施設、認定こども園になりたいという施設がありませんでしたので、引き続き、現行制度で事業を進めることとなりました。

次に認可保育所ですが、こちらにつきましても、法の規定に基づき、すべての園が新制度へ移行することになっています。

そして認定こども園ですが、アワーキッズ、鎌倉みどり学園のいずれも、新制度へ移行いたします。なお、認定こども園につきましても、これまで幼稚園と認可保育所、もしくはそのいずれかの認可を受け、重ねて認定こども園の認定を受けていましたが、新制度では、幼稚園でも保育園でもない、新たな区分の認定こども園として、事業を実施していく事になっています。

次に認可外保育施設ですが、現在4箇所ある施設のうち、小町にあります「保育所のぞみ」については認可保育所、常盤にあります「まんまる保育室」は小規模保育事業A型、そして住所は御成町になりますが、下馬にあります「ひまわり会キッズプレイルーム」につきましても小規模保育事業B型へ移行し、台にありますワーカーズコレクティブどんぐりにつきましても当面の間、現行の位置付けで事業を進めるとの内容で調整を行っております。

最後に長谷で実施しています家庭的保育ですが、こちらにつきましても、地域型保育事業に位置づけ、引き続き事業を進めていく予定です。

特に、新しい事業に移ります施設への対応におきましても、4月の新制度のスタートに向け、遅滞なく手続きができるよう努めてまいります。

○松原会長

ご意見はございますか。よろしいですか。

次第6 新制度に向けての事務の進捗状況について

○松原会長

それでは、議事次第の6番目の「新制度に向けての事務の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

「新制度に向けての事務の進捗状況について」ご説明します。

まず、前回ご報告させていただきました新制度に係る基準につきましても、鎌倉市議会9月定例会におきまして、3本の条例を審議していただき、議決を経て10月1日に施行しました。現在、関連の規則や要綱等の改正手続きを進めているところです。

次に、施設の利用にあたっての児童の認定についてですが、新制度において、保育所などの施設を利用する場合、利用の内容について保護者は市に対し申請を行い、市はそれを認定するという制度となります。

幼稚園のような教育を必要とするお子さんについては、1号の認定というものを、また3歳以上で保育を必要とするお子さんについては2号の認定を、0歳から3歳未満で保育を必

要とするお子さんについては3号の認定を行います。

今回、幼稚園の新制度への移行はありませんでしたが、認定こども園で教育を必要とするお子さんにつきましては、在園児及び新規の入所児童について、認定申請書を認定こども園に配布し、取りまとめをお願いしているところです。市に提出され次第、すみやかに認定ができるよう事務を進めてまいります。

また、同じく教育を必要とするお子さんの保育料につきましては、幼稚園や認定こども園の幼稚園部分は、これまで施設側で自由に設定していたところですが、これまでもお伝えしていますとおり、新制度に移行した施設におきましては、国が設定します保育料の上限額の範囲内で、市町村がその額を設定する事になります。

現在、国の基準額に準じました保育料を適用できるよう、新年度予算の要求等とも合わせ、整理を行っておりますが、最終の決定につきましては、国の予算編成が1月から2月頃とされており、それまでは国の決定がされず、市も決定ができないため、ぎりぎりになりますが、2月の議会にて、条例化することを考えています。

次に、保護者の就労等により、保育を必要とする児童の対応、保育園等に通われるお子さんにつきましては、保育課から説明を行わせていただきます。

○事務局

保育課の寺山と申します。着席して説明させていただきます。

先ほど、議事次第5「教育・保育施設の新制度への移行状況において」で説明がありましたが、市内の認可保育園及び認定こども園については、法の規定に基づき新制度へ移行し、認可外保育施設については、4園中1園が認可保育所、2園についてはそれぞれ小規模保育事業A・B型に移行いたします。

新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と合わせて「確認」を受けることが必要となります。

認可・確認の流れは資料5をご覧ください。なお、この資料に認可・確認事務の予定スケジュール（案）を中央より下に記載していますが、保育園、認定こども園、認可外保育施設を対象に10月30日に行いました、新制度の説明会において使用した資料を流用させていただいております。平成27年度に向けて、新制度へ移行する幼稚園はないため、幼稚園に関する記載はございませんので、ご了承ください。

施設型給付の対象施設は、認可保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園で、地域型給付の対象施設は、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育となります。確認を受けることができる教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）の設置者は法人に限るとされています。

確認を受けるための基準としては、各施設・事業の認可を満たす（認可を受ける）とともに、平成26年10月1日に施行した「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」のそれぞれ基準を満たしていることが必要です。

既存施設等の経過措置についてですが、新制度施行の際（27年4月予定）現に存する、認可保育所、保育所、家庭的保育事業については、子ども子育て支援法附則第7条第1項、第

8条第1項に定める「別段の申出」があった場合を除き、「確認があったものとみなす」とされています。本市においては、書類のやりとりによる「みなし確認」手続きを12月以降実施していく予定です。4施設のうち3施設はそれぞれ移行していく認可外保育施設ですが、小町にあります「保育室のぞみ」においては、現在認可化の手続きを進めており、11月6日に事前協議に向けた調整を神奈川県と行いました。常盤にあります「まんまる保育室」は小規模保育事業A型へ。御成町にあります「ひまわり会キッズプレイルーム」は小規模保育事業B型への移行を予定しており、小規模保育事業については市が認可することとなっているため、現在、認可手続きに関する事務手順を検討しており、完成後に各園と認可手続きを調整してまいります。

保護者の就労等の理由により、保育を必要とする児童は、子どもの年齢や、保育の必要性に応じた認定を受けることにより、保育給付を受けることが出来るようになり、施設を利用することが可能になります。

平成27年4月の入所に向けては、11月25日（火）から12月6日（土）までを申込受付期間とし、認定の申請と入所申込を同時に受け付けます。申込受付後、提出された申請書の内容を確認し、保育の必要量を1日当たり11時間までの利用に対応する「保育標準時間認定」と1日当たり8時間までの利用に対応する「保育短時間認定」に区分し、認定を行ったうえで、入所審査を行います。

入所審査に当たっては、認可保育所と今までは市の方へ直接申し込みになっていた認定子ども園、小規模保育事業を加えて利用調整を市が行うこととなります。なお、認定証は入所内定通知書または不承諾通知書とともに平成27年1月末から2月初め頃に交付する予定です。

また、保育認定を受けた方の利用者負担については、先程、教育を受ける児童に関する説明の中にもありましたが、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度とし、実施主体である市町村が定めることとなっています。

現行制度における保育料は、世帯の前年分所得税額に応じて、国が定める徴収基準額の概ね7割程度を保護者全員の方々に負担していただくように国の8階層に対して本市においては19階層に分けて定めています。

新制度においては、保育料の算定は所得税からを市民税額に代わりますが、基本的な考え方は変えない方針としています。所得税額から市民税額に変更した場合の影響についてシミュレーションしたところ、負担増になる場合もありますが、大きな影響はないと判断しました。

利用者負担に関して国が定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定されることから、平成27年3月に保育料を定めていく予定です。なお、家庭的保育事業については、現行制度において、その事業の特性から認可保育所の保育料より低く設定しており、新制度においても同様にするよう検討しています。新たに設定する小規模保育事業に関しましては、認可保育所の保育料と同額にする方向で事務を進めております。

国からの情報が遅く、準備が遅れている状況ですが、入所申込がいよいよ始まります。遅滞のないよう準備を進めてまいります。

○松原会長

事務局より、「新制度に向けての事務の進捗状況について」説明がありました。いままでの説明に対してご意見やご質問はございますか。

○阪口委員

先ほど寺沢委員からご指摘がありました。今日の朝刊で消費税増税が1年半先送りにされるということで、財源が見込めなくなりますが、それでも実施ということではよろしいのでしょうか。

○事務局

こどもみらい部長の進藤と申します。衆議院が解散して消費税10%を見送るとなった場合でも、現在ご審議いただいている子ども・子育て支援事業計画については、引き続き策定を進めていきたいと考えております。保育の量の拡大については、現行では計画通りの内容で進めていきたいと考えております。今後国の方から制度について示されてくると思いますが、その内容を十分踏まえながら鎌倉としては計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

○寺沢委員

進めていきたいという考え方はわかりますが、実際に財源がない中で、どの財源を持ってきて対応するかなどについては決まっているのですか。

○事務局

財源の話をもっとすぐにご話することはできませんが、増税が見送られたとしても、27年度からの施行に向けて、現在国の方で進めている保育緊急確保事業という制度がございます。そうした制度を活用しながら、現行で進めている保育所の認可・新たな保育所の設置については取り組んでいきたいと考えています。29年度・30年度以降の取り組みについては国の動向を見ながらでないと対応できない部分も出てくるので、情報収集をしながら対応したいと思っております。

○松原会長

よろしいでしょうか。

次第7 教育・保育施設の新制度への移行の状況について

○松原会長

それでは、議事次第の7番目の「その他」について事務局からお願い致します。

○事務局

今後のスケジュールについてです。

まず、先ほどご審議頂きました計画の名称につきましては、改めてメール等でご案内させていただきますので、宜しくお願い致します。今月末からパブリックコメントを始めるということで、短い期間ではございますがご協力いただければと思います。

次回、5回目は2月のおわりから3月頃を予定しております。次回が今年度最終の会議となりますので、年度末のお忙しいところ大変恐縮ですが、ご出席の程よろしく願いいたします。

○松原会長

国の対応次第で変更となる部分も今後出てくると思います。それでは、最後になりますが何かご意見はありますか。

○阪口委員

先ほど、27年度中に玉縄地区に新しい子育て支援センターができると同いしましたが、どこにいつ頃できるのか詳しく教えてください。

○事務局

今、岡本保育園が建て替えを予定してしまして、その中に複合施設として設置する予定です。開所につきましては、保育園が7月を予定しておりまして、子育て支援センターは1か月遅れて8月1日の予定で今動いているところです。

○寺沢委員

一つお願いですが、先ほど、素案の名称を皆さんでお諮りいただきたいというお話がありました。日程の通知や配布資料の送付のところに書いておいていただければ事前に考えて参加できるので、このような内容については先に知らせていただくとありがたいです。

もう一つ冒頭にした質問で、鎌倉市が民間と共同で何か遊べる場所などを作れないかという質問についてなにかあれば、ご回答いただければと思います。

○事務局

JRと連携して駅中にいろいろ作っているというお話がありましたが、鎌倉市も駅の空き地に保育園を作れないかというお話をしたことがあります。なかなか広いスペースの確保ができないということがあり、計画として上手くいきませんでした。また、阪口委員からお話していただいたように、青空自主保育さんのような鎌倉市らしい取り組みをしているところをどう支援していけるかを今後、団体と話し合いながらいろいろな方向性を模索していきたいと思っております。

○寺沢委員

現行で進めていただいているものでも助かってはいますが、それでは足りないという意見がたくさん出てきているので、もう少し民間と手を取り合ってほしいと思います。例えば大船駅はもう少し何とかできるのではないのでしょうか。横浜市側は、保育施設ができているのに鎌倉市側はできないではなくて、お金の面など民間と積極的に話し合いを行い、手を取り合って進めていただきたいと思います。

○藤井委員

新しい施設を作るのは財政的にも厳しいものがありますし、鎌倉市は今古い施設を新しい複合的な施設にするという計画を立てているみたいですが、そこをいろいろな世代が集える

場にするという視点を持っていただくのがいいと思います。横浜市では、保育園や行政の支所機能や高齢者、障害者が利用できる場が集約された場が増えています。そうした視野をもち、新しい場所を作ること考えていただきたいと思います。

○松原会長

他にいかがですか。よろしいでしょうか

それでは、予定の時刻を過ぎましたので、第4回鎌倉市子ども・子育て会議を閉会します。